**開示事項及び開示・記載上の注意**

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「債権の取立不能又は取立遅延」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。